



## 出産・子育て応援交付金事業 よくある質問 Q&A



<令和5年3月1日以降に妊娠届を提出された方、出産された方>

**Q** 面談(ゆりかご面接、産婦・新生児訪問)を受けた後に荒川区から転出する予定です。ギフトの受け取りはどうすればいいですか。

荒川区へ申請したギフトを転出先の住所へ転送することが可能です。詳細は、ホームページ「配布先変更届」欄をご確認ください。

**A** ※注釈 面談時点で転出が判明している場合は、面談時にご相談ください。また、荒川区で面談を受けた場合でも、希望する場合は転出先の自治体へギフト等の申請をすることが可能ですが、転出先の自治体で再度面談を受ける必要があります。

※注釈 申請先は、荒川区と転出先自治体のどちらか1つとなります。

<令和5年3月1日以降に妊娠届を提出された方、出産された方>

**Q** 面談(ゆりかご面接、産婦・新生児訪問)を受ける前に荒川区から転出する予定です。ギフトの申請・受け取りはどうすればいいですか。

**A** 転出先の自治体で面談・申請のうえギフトの受け取りをしてください。詳細については、転出先の自治体へお問合せください。

<令和4年4月1日～令和5年2月28日に妊娠届出・出産された方>

**Q** 区からギフトの申請書類が郵送されてきた後、転出することになりました。ギフトの申請はどうすればいいですか。

申請日時点で荒川区に住民票がある方は、荒川区へギフトの申請をすることができます。申請日時点ですでに転出先の自治体へ住民票を移している方は、転出先の自治体に申請方法をご確認ください。

**A** ※注釈1 転出先の自治体への申請を希望される方は、申請書の中段にある「希望しません」に✓を入れ、アンケートを添えて返送してください。

※注釈2 荒川区で申請したギフトを転出先の住所へ転送することが可能です。詳細は、ホームページ「配付先変更届」欄をご確認ください。

**Q** 荒川区に転入するのですが、ギフトの申請はどうすればいいですか。

**A** 対象の方で転出元の自治体でギフトを受け取っていない場合は、荒川区で申請を受け付けます。なお、転入の時期により申請方法が異なりますので、対象の方は健康推進課へお問合せください。

**Q** 里帰り出産をする場合は、どちらの自治体で申請したらいいですか。

**A** ギフト申請の要件である面談は荒川区・里帰り先の自治体のどちらでも受けられますが、いずれの場合でも、ギフトの申請は荒川区で受け付けます。なお、里帰り先の自治体で面談を希望される場合は健康推進課へご連絡ください。

**Q** 外国籍の場合でも申請できますか。

**A** 荒川区に住民票があり、日本国籍の方と同じ支給要件を備えていれば対象となります。  
※注釈 支給要件は、ホームページの「対象者」欄をご確認ください。

**Q** 海外で妊娠し、出産前に帰国しました。ギフトの対象になりますか。

**A** 帰国後に妊娠届を提出し、面談を受けた場合は出産応援ギフトの対象となります。  
子育て応援ギフトについては、出生後4カ月までに実施する産婦・新生児訪問を受けた場合は対象となります。

**Q** 海外で出産し、その後帰国しました。ギフトの対象になりますか。

**A** 出産応援ギフトについては、妊娠期間中に国内で妊娠届を提出し、面談を受けた場合は対象となりますが、それ以外の方は対象外となります。子育て応援ギフトについては、帰国後3カ月以内に住民票のある自治体で、出生した児童が3歳を迎える日の前日までに面談を受けることで対象となります。

**Q** 出産後に10万円分のギフトが送られてきましたが、これと同一の事業ですか。

**A** ご質問の事業は、「東京都出産応援事業（赤ちゃんファースト）」です。出産・子育て応援交付金事業とは異なる事業です。令和5年3月31日までに出産された方を対象に、出産翌月の下旬ごろを目途に10万円分のギフト券をお送りしています。（申請不要）

**Q** 出産育児一時金のことですか。

**A** 本事業は、出産育児一時金とは異なる事業となります。

**Q** 申請書類を紛失（破損・汚損）しました。

**A** 再送付するので、健康推進課へご連絡ください。

**Q** ギフトは課税対象となりますか。

**A** 本事業のギフトは課税対象とはなりません。